

# 紙のエレクトロニクス応用研究会 会則

平成26年9月30日 制定

平成28年3月14日 改定

## 第1章 総則

第1条 本会は、紙のエレクトロニクス応用研究会（以下、本会）と称す。

第2条 本会の事務局は〒106-0031 東京都港区西麻布 2-24-2 KREI ビルに置く。

## 第2章 目的および活動

第3条 本会は、大学等の研究機関における最先端の紙のエレクトロニクスサイエンス研究を基に、参加するクリエイターや企業が、紙のエレクトロニクス応用展開を積極的に行い、製品やサービス、ソリューションなどを開発・提供し、関連業界にイノベーションの波を起こすことを目的とする。

また、カーボンニュートラルなバイオマス素材の利用、カーボンニュートラルエレクトロニクス、金属の回収が容易なエレクトロニクスなど、環境負荷を抑える技術・製品・サービスなどの開発への取組みを通じて、持続可能な循環型社会実現に貢献する。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 本会会員による共同研究・製品化活動（分科会等）
2. 技術・情報発表会、技術・情報交流会の開催
3. 関連展示会への出展
4. 会員向け情報配信
5. その他の必要な事項

## 第3章 会員

第5条 本会に入会を希望するものは、本会の目的に賛同し所定の申し込み手続きを経て幹事会の承認を得た者とする。

第6条 本会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。納入年会費は返還されない。

## 第4章 役員

第7条 本会には代表幹事（以下、代表と言う）、幹事（研究会の運営に必要な人数）、事務局長を置く。

1. 代表は、本会を代表し会務を統括する。
2. 幹事は、本会の企画運営にあたる。
3. 事務局長は本会を組織し、会務を執行する。

第8条 幹事会は代表を選出し、代表は事務局長を任命する。

第9条 代表および事務局長の任期は3年とし再任を妨げない。

## 第5章 会議

第10条 毎年1回以上幹事会を開催し、代表は議長として会を運営する。

## 第6章 研究会運営および会計

第11条 本会の会計は、年会費および活動に伴う収入をもって行う。

第12条 事務局長は会計係を兼務し、収入・支出の管理は銀行口座によるものとする。年度の上期・下期末日に収支決算書を作成し幹事会の監査を受けなければならない。

第12条の2 幹事会は代表幹事、幹事、事務局長を構成員とする運営委員会を組織し日常の運営にあたる。

第13条 本会の会計年度は4月1日から、翌年3月31日までとする。

## 第7章 会則の変更

第14条 本会の会則は、幹事会の承認を経て改定することができる。

## 第8章 会員の種別と年会費

第15条 会員は法人会員、個人正会員、個人準会員、学生会員の4種類とする。

第16条 夫々の会員の年会費は以下の通りとする。

1. 法人会員（10口以上）
2. 個人正会員（1口）
3. 個人準会員（0.3口）（一口は10,000円とする）
4. 学生会員（会費は無料）

個人準会員は幹事会が承認する、地方在住の方で交流会等の参加が困難な方やアーティスト、クリエイターの方々。

学生会員は大学院、大学、高等専門学校などの学生を対象とする。

附則：

本会の会則は、平成26年9月30日より実施する。

改定（平成28年3月14日）：

第4条1. 項に（分科会等）を明記する。第12条の2に運営委員会条項、  
第16条に学生会員資格を追加する。